

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1173001		処分名	養護老人ホームへの入所措置に要する費用徴収額の減免			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部		課	長寿社会課			
根拠規定	鈴鹿市老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所等の措置に要する費用の徴収等に関する規則				第6条		
基準規定	①	鈴鹿市老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所等の措置に要する費用の徴収等に関する規則				第6条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月26日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所等の措置に要する費用の徴収等に関する規則 (減免) 第6条 市長は、被措置者等が、次の各号の一に該当する場合は、費用の額を減額し、又は免除することができる。 (1) 失業、疾病、災害等により著しく所得が減少し、又は財産につき著しく被害を受け、費用を納入することが困難であると市長が認めたとき。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和2年3月25日	最終更新日	令和2年3月25日	
	期間	14日					
聴聞等							
備考	費用の徴収は老人福祉法による						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1174005	処分名	利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 健康福祉部	課 障がい福祉課				
根拠規定	鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例			第9条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例			第10条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間	指定管理者が処理を行うため。				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1174006	処分名	利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 健康福祉部	課 障がい福祉課				
根拠規定	鈴鹿市療育センター条例			第9条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市療育センター条例		第10条		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間	指定管理者が処理を行うため。				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1175001		処分名	出産育児一時金の支給		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課	
根拠規定	鈴鹿市国民健康保険条例				第4条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市国民健康保険条例			第4条	
	②	鈴鹿市国民健康保険条例施行規則			第14条	
	③	厚生労働省保険局国民健康保険課長通知				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>被保険者が出産したとき(妊娠12週以上の死産・流産を含む)、世帯主からの申請により出産育児一時金を支給する。</p> <p>ただし、社会保険から出産育児一時金が支給される場合(被保険者本人で1年以上の加入期間があり、退職後6カ月以内に出産した場合は、支給しない。</p> <p>直接支払制度を利用する場合は申請は不要。ただし、出産費用が出産育児一時金に満たなかったときは、差額が支給されるので、申請が必要。</p> <p>海外出産の場合は、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(平成31年4月1日保国発0401第2号)に基づき、資料の提出を求め、審査を行う。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	
	期間	1か月				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1175002	処分名	葬祭費の支給			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	保険年金課			
根拠規定	鈴鹿市国民健康保険条例				第5条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市国民健康保険条例			第5条	
	②	鈴鹿市国民健康保険条例施行規則			第15条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>被保険者が死亡したときは、葬祭執行者からの申請により葬祭費として5万円を支給する。葬祭費の支給については、被保険者が死亡したことを確認したうえで支給する。</p> <p>○鈴鹿市国民健康保険条例 (葬祭費) 第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>○鈴鹿市国民健康保険条例施行規則 (葬祭費) 第15条 条例第5条第1項の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、国民健康保険葬祭費請求書を市長に提出しなければならない。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和2年10月30日
	期間	1か月				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1175005		処分名	保険料の減免			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	保険年金課		
根拠規定	鈴鹿市国民健康保険条例				第42条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市国民健康保険条例			第42条第1項		
	②	鈴鹿市国民健康保険条例施行規則			第19条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「1175005保険料の減免の処分基準」のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	平成30年4月1日	
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1175006		処分名	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課		
根拠規定	鈴鹿市国民健康保険条例			第42条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市国民健康保険条例		第42条第1項及び第2項		
	②	鈴鹿市国民健康保険条例施行規則		第19条第1項の表4の項中欄第3号		
	③	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る鈴鹿市国民健康保険料の減免の特例措置に関する要綱				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和2年7月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙「1175007新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の処分基準」のとおり					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和2年7月1日	最終更新日	令和3年3月26日
	期間	30日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1177001	処分名	使用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	地域医療推進課			
根拠規定	鈴鹿市保健センター条例				第5条	
基準規定	①	鈴鹿市保健センター条例			第6条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>市長は、使用の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 寄附金品を募集し、物品を販売すると認めたとき。</p> <p>(2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すと認めたとき。</p> <p>(3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すると認めたとき。</p> <p>(4) 管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(5) その他市長が使用を不相当と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、鈴鹿市保健センターに災害医療対策本部が設置されたとき。 ・施設の改修等で施設を使用することができないとき。 ・感染症の蔓延の恐れがあるとき。 					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日
	期間	7日以内				
聴聞等						
備考	使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日前日までに申請(規則4条2項)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1177002		処分名	特別設備の設置等の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	健康福祉部		課	地域医療推進課		
根拠規定	鈴鹿市保健センター条例					第5条	
基準規定	①	鈴鹿市保健センター条例施行規則				第5条	
	②	鈴鹿市保健センター条例				第6条	
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>鈴鹿市保健センター条例第5条の規定により使用の許可を受けようとする者は、センターの使用に当たって、特別の設備を設け、又は備付け以外の器具の使用を必要とするときは、あらかじめその内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>市長は、使用の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 寄附金品を募集し、物品を販売すると認めたとき。</p> <p>(2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すと認めたとき。</p> <p>(3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すると認めたとき。</p> <p>(4) 管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(5) その他市長が使用を不相当と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、鈴鹿市保健センターに災害医療対策本部が設置されたとき。 ・施設の改修等で施設を使用することができないとき。 ・感染症の蔓延の恐れがあるとき。 						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							